

NEWSWAVE

～ 新しい時代を切り拓く実践経営情報紙 ～

発行

(株)本宮会計センター

〒969-1169

福島県本宮市本宮字小原田200-2

TEL 0243-33-5535 FAX 0243-33-4467

定期借地権保証金の経済的利益 その適正利率は過去最低の0.7%

定期借地権は、1992年8月に施行された新借地借家法に基づいて、当初の契約期間で借地契約が終了し、その後更新がない制度である。

この定期借地権の設定に伴い貸主が預かった保証金を個人的に使ってしまった場合などは、貸主に経済的利益が生じたことから課税対象となる。その際の課税対象額は、税務当局が毎年定める「適正利率」によって計算され、保証金を返還するまでの各年分の不動産所得の収入金額に算入する。

国税庁はこのほど、その適正利率が、2013年分は前年分から0.1ポイント低い0.7%と、前年2012年分の0.8%を下回り過去最低を記録したことを明らかにした。この「適正利率」は各年度の10年長期国債の平均利率によることとされ、2013年の10年長期国債の平均利率が0.72%だったことから「0.7%」としたもの。この取扱いは、1993年分の不動産所得の申告から始まっているが、同年分は4%。それからずいぶん低下したものだ。

この結果、保証金を事業用資金や事業用資産の取得資金として使う場合に、各年分の不動産所得の収入金額と必要経費に算入する利息相当額を算出する「適正利率」は、平均的な長期借入利率のほか0.7%としても差し支えない。

また、個人的に自宅や車などの購入費用として充てた場合は、適正利率で算定した利息相当額を、返還するまでの各年分の不動産所得の収入金額に算入するが、2013年分のその適正利率は0.7%となる。

来年春から 派遣の無期雇用を拡充 労働者派遣法改正、上限3年廃止へ

労働者派遣法の改正を議論する厚生労働省の部会が、現在3年となっている派遣受け入れ期間の上限を廃止し、3年ごとに働く人を入れ替えれば、企業は同じ職場で派遣を無期限に継続できるとした報告書を取りまとめた。今国会に改正法案を提出し、来年4月の実施を目指す。

一定の条件の下、特定も一般派遣もなく企業が継続して派遣労働者を受け入れられる仕組みの改正案で、労働者保護の観点から改正案は今国会で可決される公算が高い。今回は「一般労働者派遣」と「特定労働者派遣」の区別をなくするのが目的で、改正後は許認可制となる。正社員から派遣社員への置き換えを防ぐ目的で派遣期間に上限を設けてきた従来の原則を事実上転換したことになる。規制緩和により労働者派遣市場の活性化を図る。これは受け入れる派遣先企業にとっては制度を利用しやすくなる一方、派遣元（人材派遣会社）の負担は重くなる。特定派遣事業廃止で全ての派遣業者は一般派遣事業の許可が必要。

厚労省の指導が入ることで、業界全体の信用向上につながる事が期待されているが、5万社ある届け出制の派遣会社は今後、再編・淘汰を余儀なくされる。しかし、法改正は派遣労働者の処遇改善を進め、不安定な雇用の拡大を払拭することが肝心要で、今回、労使でチェックが入るなど一歩前進した。ただし派遣社員に業務能力を常に高いレベルに求めることも狙いだ。

弊社では「MCS NEWS WAVEのメール配信」を促進しております！！
メールアドレスをご記入のうえ、0243-33-4467までご返信ください

メールアドレス

@

FAXの印字状況により、文字が読み取りにくい時は確認の為、当社よりご連絡をする場合がございます。

ご不要の場合または、該当者がお出でにならない場合は、FAXを返信頂ければ次週より配信を停止致します。